

修士論文要旨（平成二十九年）

平成二十九年に提出された修士論文は、文学研究科国文学専攻二編、同研究科文化財史料学専攻十四編、同研究科地理学専攻一編、社会科学研究科社会学専攻（社会文化研究コース）一編、同研究科同専攻（臨床心理学コース）六編の、合わせて二十四編である。

各論文の要旨を次に掲載する。

《修士論文要旨》

日露戦争期における妖怪・怪異の表象

* 辻 本 慶 樹

本修士論文は『日露戦争期における妖怪・怪異の表象』という題で日露戦争前後に妖怪や怪異といった妖怪的存在（妖怪・怪異現象・幽霊・化物等の不可思議なものやオカルト的なもの全般）がどのように表象されているかを、いくつかの文学作品・新聞記事・雑誌記事を取り上げて論じている。

序論ではまず妖怪的存在が〈娯楽性〉と〈権力性〉の二つの側面を持つていることを指摘し、次に近代以降の妖怪研究史について簡単に整理していく。そして最後に、本論考で取り扱う期間を日露戦争期であることを提示している。

一章では日露戦争中（一九〇四年～一九〇五年）の妖怪・怪異表象について、当時博文館から出版されていた『日露戦争実記』と、当時の新聞記事を中心に取り上げて、妖怪・怪異的な存在として描かれていた「奇跡」「瑞祥」について論じていく。まず日露戦争期の「奇跡」「瑞祥」の特徴として、過去に勝利した戦いを引き合いに出すことによって効果的に戦意高揚を果たしていることに注目し、特に三韓征伐

神話を用いることで、元々朝鮮半島の利権をめぐる争いであった日露戦争そのものの正当性を示すことができる、ということが大きな特徴であると考察する。そして、日露戦争期には「奇跡」「瑞祥」といったものが新聞記事や雑誌に堂々と掲載され、戦争協力・戦争遂行の道具として妖怪的存在のような不思議なものが、排除されるどころかむしろ利用されていたということを確認する。

二章では正宗白鳥の「妖怪画」を取り上げ、そこに登場する〈妖怪的存在を描く青年画家〉に注目し、そこから〈青年が妖怪的存在を描く〉ということの意味するところを、同じく〈妖怪的存在を描く青年画家〉が登場する「妖怪画」の前年に出版された三宅青軒の『幽霊の写真』とともに論じていく。その際、日露戦争後に青年たちが抱いていた不安や煩悶といったものに注目する。そこから、「妖怪画」の百鬼夜行画には当時の青年たちが内包していた不安や煩悶、親世代との確執、享樂的傾向等が「妖魔」として描かれていることを指摘し、〈青年が妖怪的存在を描く〉という行為には、日露戦争後の青年たちの間

に内在していた〈不安や煩悶〉〈享樂的傾向〉といったものを妖怪的存在として描き出す役割があることを指摘する。そしてそこから、近代における妖怪的存在が民衆の間に内在するものを具現化し、象徴する役割を持つていると考察する。

三章では夏目漱石の「琴のそら音」を中心に取り上げ、そこに現れる幽霊という妖怪的存在の描かれ方へ注目し、作品内で妖怪的存在を描くことがどのような役割を果たしているかを論じていく。そのためにまずは一章で取り上げたような新聞記事から戦争協力的な幽霊談を取り上げ、その〈物語〉に読者が自らを投影することによって起きる効果と、妖怪的存在を描くことによって〈戦死〉という〈事実〉を〈物語〉にすることでその事実を隠蔽する効果があることを指摘する。そして、前者の効果は「琴のそら音」の「余」にも見ることができ。そう考えると「琴のそら音」は戦争協力的なものと読み取ることができ、また、幽霊談に「余」が振り回される話とも読み取れ、そのような「余」の姿を描くことは遠回しな戦争批判であると考察する。

結論では、これまでの章を踏まえた上で、近代以降の妖怪的存在の最も大きな本質は〈何かを象徴すること〉であると指摘し、そして、近代以降の妖怪的存在が矛盾を抱えているものであり、そのような〈事実〉を見過ごすことは近代以降の妖怪的存在を研究する際に、最も忌避するべき〈事実〉であるとす。

《修士論文要旨》

柿本人麻呂歌における水辺の景

— 大津と宇治を中心に —

*
西 村 潤

本論文は、柿本人麻呂が詠む「水辺の景」の詠歌事情と、その特徴について論じたものである。具体的には「淡海」、「宇治川」を中心に取り挙げ、それぞれの水辺を人麻呂がどのように詠んでいるのか分析した。

人麻呂が詠む水辺（淡海、宇治川）歌の特徴を説明する為には、人麻呂の歌だけでなく、他の作者が詠む「淡海」、「宇治川」の歌と比較する必要があるため、それぞれの水辺毎に人麻呂の詠歌事情を分析した上で、他の作者の歌と比較している。その後、それぞれの水辺を詠む人麻呂歌の特徴を考察した。

水辺の歌に「淡海」、「宇治川」を選んだ理由としては、「湖」と「川」と役割こそ違うものの、交通の要衝として大和へ繋がるといふ点では、何らかの関連があるのではないかと考えたからである。実際に二六四番歌では、近江荒都歌を歌う際に抱いた、壬申の乱に対する「無常観」を宇治川の流れに寄せて表現しているのではないかという問題がある。また二六四番歌と近江荒都歌は同じ折に歌われたもので

あり、手法はちがうものの、共通した「無常観」を持ち合わせているのではないかとされていた。ところが、比較対象である近江荒都歌自体も実に不明確な歌であり、雑歌、挽歌論を巡っては定説化されているとは言い難かった。つまり人麻呂が詠む水辺の歌は多くの課題が残されていたので、近江荒都歌と二六四番歌の考察をしなければ、本文の目的を説明することは困難であった。従って本論文では、人麻呂が詠む近江、宇治の歌に関する諸問題をそれぞれ解決し、結論で水辺を詠む人麻呂の特徴を説明している。

仮説の段階では、叙景表現において抒情的な側面があるのではないかと考えた。そもそも叙景歌は、風景や自然現象を歌の中で表現して作者の心情等を詠むものであるが、人麻呂の歌は一見叙景歌に見えても、実は自然を歌うことに主眼が置かれていない可能性も指摘できるので、特に注意している。

第一章は「大和国と近江国の往還」について取り挙げている。この章では、二つの水辺を考察する前に、交通の要衝である大和と近江の

往還が、具体的にどの様に詠まれているのかを押さえた。人の営為と関わることよって、水上交通の要衝がどのように表現されているかが重要となっている。

第二章では「近江を詠む人麻呂の詠歌事情」と題し、近江荒都歌の検討を行った。先ほども述べたように、近江荒都歌には様々な問題が指摘されている。主に歌の分類が雑歌、挽歌のどちらか、そして人麻呂の天智朝に対する見方である。また近江荒都歌の次に配列される番号の高市黒人歌も、近江荒都を嘆く歌であり、近江荒都歌との関連性が強いものと指摘される。従って本章では高市黒人歌も重ねて分析し、また他の作者が詠む淡海の歌とも比較して、人麻呂の特徴を見出した。

第三章は「宇治を詠む人麻呂の詠歌事情」である。まずは、人麻呂が詠む二六四番歌の（無常観をめぐる）問題の解決を目標に検討を進めた。各時代の注釈書を整理し、どの時代から近江荒都歌（壬申の乱）関連説が浮上したのか。そして本説は時代が立つ毎にどのような変遷を遂げて、解釈されているのかを分析している。その後、二六四番歌が本当に近江荒都歌と関連しているのかどうかを検討した上で、人麻呂が詠む宇治川の詠歌事情の解明を試みた。その後、その他の作者が詠む宇治川の歌と比較して、宇治川を詠む人麻呂の特徴を分析した。

結論では、これまで分析してきた淡海、宇治川歌の詠歌事情をまとめて整理した上で、他の作者には見られない、人麻呂にしか見られない特徴とは何なのかを中心に述べた。そして類似点も存在すると考え、重ねて考察した。

《修士論文要旨》

出羽仕置と大谷吉継

— 吉継・吉継周辺の仕置の動向と仙北一揆 —

*
松 迫 寿

大谷吉継についての研究、論文は多くなかったが、二〇〇〇年代に入ると吉継に関する論文、特に豊臣秀吉の死後の豊臣政権を見る中で、吉継についての論文が多数出されるようになった。しかし未だに吉継の細かな動向は追えておらず、特に奥羽仕置では吉継がどこに配置されたなどはあげられるが、奥羽仕置の際、吉継が政権側の人間としてどのように仕置を実行していくのか、どのような連絡形態で意思伝達されていくのか等、いまだに細かく追われているものは少ない。そこで本論文では秀吉生前の、特に奥羽仕置での①吉継がどこを担当していたのか、②どのようなしくみの中で仕置を実行していたのか、③奥羽仕置の中で吉継の役割的立ち位置について論考していきたい。

吉継は天正十八（一五九〇）年八月十七日の時点では羽州の仕置をする為に木村常陸介、前田利家らとともに羽州へと向かっていた。上杉景勝も同年七月中旬、小田原陣より直に秀吉から仕置を命じられ景勝は大森城に入城し、吉継は大森城より行程十五里余隔てた横手城に入った。吉継・木村常陸介両名で行われたとされた出羽国の検地では、

秀吉から朱印状が発給され、検地が行われた。しかし吉継や景勝、景勝麾下の色部長真と担当していた領地での一揆や喧嘩騒動に遭遇する。ここでは直接的な仕置の担当ではない石田三成や木村常陸介らに喧嘩騒動や一揆が起きた旨などを報告、さらには共に一揆の鎮圧などに関わった。

天正十八年九月下旬頃に仙北で給人、百姓らが一揆を起こした。一揆は同年十月下旬頃までには鎮圧された。その後一揆が起きたと思われる上浦郡・北浦郡での年貢の銭換算率などに変更がなされ、変更は吉継から長真へと通達、そして実行されていったとみられる。さらに吉継は（天正十八年）十月二十日付長真宛「大谷吉継条書」にて長真を上浦郡・北浦郡の奉行として残すことや、さらに長真に逆意のある者は公儀（豊臣政権）への逆意であると吉継は記している。さらに吉継から長真へ年貢の換算率などの定め置くことなどを通達されており、長真へ通達された事柄は景勝や政権と相談の上決定され、そして了承を得た上での豊臣政権からの意見でもあったと考えられる。秀吉の

朱印状が直接仕置を指示しているとみられる長真に渡されず、一度吉継を介していることなどから、吉継は秀吉をはじめとする豊臣政権と出羽国で仕置を直接指示する者をつなぐ仲介役として政権から派遣されていたと考えられる。ここから吉継は政権から派遣された仕置の過程を監督するといった役割よりも、むしろ監督的立ち位置を任された者の補佐という立場に身を置いているということが考えられる。

吉継は天正十八年八月中旬頃に豊臣政権から仕置を補佐する立場の者として出羽国へ向い、長真や景勝と共に領内での喧嘩騒動や仙北での一揆の鎮圧に追われながら「城破却」・「武器狩」を中心とした仕置が進められた。その際には他の地域を担当していたとみられる三成や木村常陸介ら、さらに吉継の担当する地域を巡見することを申し入れた景勝にも報告、そして共に一揆の鎮圧に関わっていることから、仕置を実行するにあたって一揆や喧嘩騒動などのイレギュラーが起こった際、担当地域を監督する立場である者に報告し、尚且つ、またその上に立つ者に報告がなされる、といった連絡の順序、規定をうかがうことができた。ただ吉継の担当する地域で実際に、検地や武器狩などがどのような形で実行されていたかなどの細かい動向を追うに至らなかったが、これを今後の課題として研究を深めたい。

《修士論文要旨》

静岡県立美術館所蔵「樹花鳥獸図屏風」について

（作品の特徴と若冲との関係についての一考察）

* 望 月 香 穂

「樹花鳥獸図屏風」（以下、静岡本と称す）は、静岡県立美術館所蔵の六曲一双の屏風である。法量は右隻が縦一三七。五cm×横三六六。五cm、左隻が縦一三七。五cm、横三六六。二cm。昭和五十七年度（一九八二）にまず右隻が購入され、静岡県立美術館の所蔵品となった。右隻は「群獸図屏風」や「動物図屏風」と呼称されてきた。その後、平成五年（一九九三）に左隻が発見、その描法や作風の共通性から一双の作品とみなされ、静岡県が購入し、「樹花鳥獸図屏風」として現在まで至っている。右隻には、第三扇に大きく描かれた白象を中心とするように二十三種の動物が描かれている。左隻には、第四扇に描かれた鳳凰を囲むように三十一種の鳥類が描かれている。右隻が「動物尽くし」、左隻が「鳥尽くし」の屏風である。

静岡本は、榊目描きという特殊な技法から伊藤若冲との関係が以前から指摘されてきた。榊目描きとは、画面に約1cmの方眼を施した上から下絵を描き、モチーフごとに地色を彩色した後、榊ごとに小さな色面を彩色していく、非常に手の込んだ技法である。現存するのは、

「白象群獸図」（個人蔵）、「鳥獸花木図屏風」（エツコ・ジョウ・プライズ・コレクション）。以下、プライズ本と称す）、そして静岡本の三作品のみである。このうち、若冲生家に伝来し、若冲の印章を別紙に捺したものを貼り付けられている「白象群獸図」は、若冲の真筆とされている。一方、残り二作品は落款印章が共に無く、若冲作とは断定がされていないまま、若冲の作品として近年の展覧会で出品されている。また、静岡本については、モチーフの共通性と同じ榊目描きの多彩色屏風という点から、これまでプライズ本を論じる際の引き合い程度にしか触れられてこなかった。そのため、榊目描きについても詳しく分析されてこなかった。

そこで、本稿ではまず作者とされる若冲について整理した後、静岡本のモチーフや表現の特徴、静岡本とプライズ本の違いを紹介したうえで、二作品の制作順、若冲との関係性についてなどの考察を行った。第一章では、榊目描き作品の作者とされる若冲に関して、その生涯や作風に影響を与えたであろう周辺環境について、先行研究や同時期

史料をもとに整理した。若冲派と呼ばれる若冲との師弟関係が考えられる絵師については、近年新たに名前が出てきており、全体として若冲よりも意匠化された平面的な作品を残している。

第二章では、静岡本について論じる導入として、まず静岡本の概要紹介と柀目描きの紹介を行った。現状、判明している三作品の柀目描き表現の違いを列挙したうえで、研究史の整理、そして描かれたモチーフの紹介を行った。

第三章では、静岡本とプライス本のモチーフが示す主題の違いについての考察を行ったうえで、細部に見られる二作品の表現の違いから、制作順と若冲との関係性を考察した。モチーフの持つ特徴から、静岡本は仏教色の強い作品であり、対してプライス本は異国趣味の強い作品とそれぞれ作品の主題が異なることが分かった。さらに、静岡本の左隻とプライス本における表現の共通性から制作順は「白象群獣図」、静岡本右隻、静岡本左隻、プライス本の順であると考えられる。

静岡本はこれまで柀目の表現など細部の表現に触れられてこなかった。しかし、実際に細密な写真資料で見ると確かに「白象群獣図」やプライス本に比べれば彩色に乱雑さはあるものの、全体図からはわからない非常に細やかなこだわりをしていることが窺える。今回見てみただけでも、様々な柀目の使い方がわかった。乱雑さとこだわりが共に感じられ、他の若冲作品と類似するものがあることから若冲との関係性は感じられる。しかし、若冲作と思われる「白象群獣図」と比べると作画に共通点は見られるものの、彩色が粗すぎることから若冲

下絵の工房作と推測される。また、左隻と右隻の表現の違いから、おそらく右隻が先に描かれたのではないかと思われる。さらに、左隻とプライス本の表現の共通点がみられ、左隻の後にプライス本が描かれたと考察する。プライス本の方がより意匠化され、平面的な印象を受けることから、弟子による作品と考えられる。

《修士論文要旨》

明治天皇による古社寺保存

—社寺への下賜金制度からみる—

* 吉原 智香

現在の文化財保護は、有形・無形文化財、景観、史跡など非常に多岐に渡るものである。今や文化財を保護することは国家や地方公共団体のみでなく、文化財の所有者、国民が関わりもって成立するものである。こうした文化財保護の気運が高まったのは、明治期の近代国家成立と発展の中で誤った認識が引き起こした文化財の危機からである。明治維新を契機とした欧化主義、廃仏毀釈運動などにより社寺が疲弊する中、社寺財産、建造物の破壊、散逸が相次いだ。それらの抑制・反省を経て国家による文化財保護政策が進められると同時に、社寺財産の調査・把握が進められた結果、わが国で初めての文化財保護に関する法律が制定される。

古社寺保存をめぐっては、各地域で社寺の保存会を設立した豪農商が、国家と政治的・経済的に密接につながり、成果の上がらなかった古社寺保存行政において展開を促したという、地域社会と文化財の関係性から指摘されている（森本二〇一〇）。また、社寺財産の調査・把握が行われるにあたり、学識者の視点で、地域の古社寺保存運動に

対し、地域の文化財に歴史的・由緒的価値の補強や修正を行った（齋藤二〇一五）。地域、学識者の動向の元となる古社寺保存行政を行っていた政府に関しては、「旧慣」保存政策により、文化財と「皇室の崇敬」が結び付けられ、具体化した事が指摘されている（高木一九九七）。

先行研究を踏まえた課題点として挙げるのが、天皇・皇后による社寺への下賜金制度である。いずれの先行研究でも、社寺から皇室に対する下賜金の請願があった事には触れられているが、事実確認のみで留められている。本論の目的として、社寺に対してどのような考えをもって下賜金を行っていたのか。政府や地域社会が行っていた古社寺保存と、皇室からの下賜金制度による古社寺保存の違いがあるのか。社寺に対する下賜金制度も検討する事で、従来の古社寺保存法成立までにおける保存方法の一端として補充できるのではないかと考えている。まず、一章では明治維新後の社寺が置かれていた状況下について整理した。加えて、社寺保存に係る政府の動向に触れ、明治十三年（一

八八〇) ごろから本格的な古社寺保存に取り掛かる事について述べた。

一章をふまえ、二章では、明治天皇・時代の動向がうかがえる『明治天皇紀』を使用し、明治十六年(一八八三)制定「社寺賜金内規」の存在について、『明治天皇紀』で引用されている一次史料『例規録』をもとに内実を述べた。明治十六年に制定された内規には、賜金の対象社寺は皇室との由縁の深さを基準に規定されていたが、何に対しての賜金か明確でない上、翌年には廃止となる。しかし、廃止後も社寺からの下賜金請願が相次ぐため、明治二十一年(一八八八)に再び再制定される。再制定の背景として、下賜金を一切行わないのは、天皇のイメージダウンにつながる恐れがあるといった葛藤があった事がうかがえる。それ以外にも、わずかな下賜金では社寺の保存・修繕の費用の幾分にもならない点。皇室関係の社寺であっても現在の天皇が信仰していなければ下賜の必要が無いのではないかという考えを持っていた点。社寺保存に係る寄付金が、近代化に伴ったインフラ整備に支障をきたす恐れがあると考えられていた点が史料から確認できる。

政府による古社寺保存行政は基本的に、社寺の氏子や檀家、社寺の位置する地域住民、有力者らの寄付金を原則として行われていた。社寺賜金内規における下賜金も同様で、寄付金が八〜九割集められた社寺に対し下賜金を行うと規定している。視点を変えて、社寺が下賜金を請願する目的として、社寺の保存・修繕が主な目的ではなく、「天皇から下賜金」を受けた社寺という名誉を欲し、広告材料として寄付金を集める目的の請願が相次いだ事が問題視されていた。そういった

一部社寺に対しては皇室の物品を下賜するという対策がとられたようである。

以上のことから、政府が行う古社寺保存行政とは別枠で、天皇による社寺の保存・修繕のために下賜金が行われていた。その内実として、皇室との由縁の深さを基準とした規定の中で、下賜の必要性に葛藤する部分、社寺の請願目的と下賜の意図の違いがうかがえ、天皇の古社寺保存に対する意向、古社寺保存法成立までにおける保存方法の一端として補完できるのではないかと結論付けた。